



MIN-IREN 憲法 Café

vol.7
2017年4月発行

【民医連新聞発行所】全日本民主医療機関連合会 【発行人】岸本 啓介 〒113-8465 東京都文京区湯島2-4-4 平和と労働センター7F TEL03-5842-6451 FAX03-5842-6460 URL http://www.min-iren.gr.jp



この世で最も価値あるもの
すべての個人が尊重され、
自由に、幸福を求めて生きる
憲法13条

「日本国憲法で一番肝心な条文を一つだけ言えと言われたら、13条の『すべて国民は、個人として尊重される』という、この短い一句に尽きます」—著名な憲法学者である樋口陽一さん(東北大名誉教授、東大名誉教授)の言葉です。「国民主権はもちろん大事な原則だけれども、国民主権なら何がどうなってもいいのではなく、人間の尊厳という、手を触れてはいけない価値がある…」



すべては、一人ひとりの尊厳のために

「個人の尊重」は、誰もが同じ人間として、しかも一人ひとりが独自の価値を持った違う存在、オンリーワンとして大切にされることを意味します。

封建的な制度や国家の戦争政策などによって人々の自由や生命さえも奪われた人類の歴史を経て、誰もが「生まれながらにして持っている」人権こそ最も大事なものと保障されるべきだと、世界的に確立されてきた考えです(天賦人権思想と言います)。

日本では戦前、無益な戦争によって、国のためにと多くの尊い命が奪われました。一人ひとりが描いていた人生の夢や希望が、まったく意味をなさない状況がありました。たった一人でも国のために犠牲にならなければならない、個人が国家のためにあるのではなく、国家が個人のためにある。これこそが日本国憲法の根幹となる原理といわれる13条の価値観です。だから「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」(13条)のです。

学校の憲法の授業で、日本国憲法の基本原理と

して、国民主権、平和主義、基本的人権の3つがあると言われましたが、それらのおおもとに「個人の尊重」があり、いわばすべては一人ひとりの尊厳のためにこそあるのです。

「私の幸福」を求めていくとぶつかる「共通の壁」

人は皆違うから幸福の中身も人それぞれ違います。それぞれが考える幸福を追い求めるプロセスを人権として保障するというのが、幸福追求権です。そしてこの権利は、憲法の条文に具体的には書かれていない新しい権利(プライバシー権、自己決定権など)の根拠でもあり、社会の発展に応じて、その内容を豊かにすることができます。

ところで今の政治は、13条で言っているような、国民の生命や自由、幸福追求権に対して「最大の尊重」をしているのでしょうか。

平和の危機、格差と貧困の拡大、医療・介護・社会保障制度の後退など、むしろ政治によって、私たちの幸福の条件が壊されているのではないのでしょうか。自らの幸福を求めていくと立ちちはだかる壁。それはまた他の人も同じようにぶつかっている壁です。そんな政治に対して、ひとりの主権者としてどう向き合うか、大いに考え語りあってみましょう。

「個人…」が消えた自民改憲案

自民改憲案では、現憲法の「個人として尊重される」が「人として尊重される」に、そして「公共の福祉に反しない限り」が「公益及び公の秩序に反しない限り」に変わっています。

「個人」が「人」に変わっているところが重大です。つまり「個」の持つ大事な意味、人は皆違うことを最大の価値として尊重するという考えが憲法から消えています。「いろんな人がいていいんだ」という現憲法が気に入らないのでしょうか。

また現憲法の「公共の福祉」は国民全体の利益と福祉という意味で、人権と人権とが衝突したときに調整する原理です。何が「公共の福祉」であるかの判断は慎重さが必要です。

ところが改憲案は公益、要するに国家の都合や利益のために人権を制約することができるしくみになっており、誰もが生まれながらにして持っている人権という考えを否定しています。

しかも、現憲法は「第十章 最高法規」の最初に「侵すことのできない永久の権利」として基本的人権の永久不可侵性を宣言していますが(97条)、改憲案ではこの条文自体を削除しています。

原発事故を思えば、とにかく今は憲法を変えてはならない。なぜなら平等や公平といった価値の大本を変えたら、解決することができなくなる。ましてや自民改憲草案が実現されれば国民の生命財産より原発が大事になってしまふ。

関西電力大飯原発運転差止訴訟は控訴審がたたかわれている。私は福井地裁判決を「原発の朝日訴訟」判決だと思っている。たとえ控訴審で否定されることがあっても、その意義は失われない。国民の力で判決を確定させ、原発を憲法違反の存在にしまおう。

福島県民医連 鈴木隆夫

私はこの判決を読んだ時、憲法は東電による原発事故の解決にも大きな役割を果たしているのだと確信した。この考え方を越えて多くの国民が納得しうる公正で平等な解決策を作ることができると思った。これまでの原発事故の賠償や支援では、多くの不平等が残されてしまっている。被害当事者の権利を回復し、真の復興に向かうためには平等・公平・公正であることが不可欠だ。

東京電力福島第一原発事故から6年が経った。事故の完全収束には至らず、被害は拡大しつづけている。

原発事故に起因する被害は、一人ひとり大きく異なる。事故当時住んでいた場所、家族、仕事、事故後にとつた行動、空間線量。事故被害はまさに十人十色と言っている。すべての被害へどのように対応することが必要なのか。それは憲法が求める「平等」の実現ではないだろうか。

原発事故をめぐるのは、関西電力大飯原発運転差止訴訟福井地裁判決で画期的な判断が示された。判決では憲法13条25条を根拠として個人の生命、身体、精神及び生活に関する利益を総体として「人格権」としている。さらには「人格権」は憲法上の権利で人の生命を基礎としているので、我が国の法制下においてはこれを超える価値を他に見出すことはできないとした。



憲法13条を実現する手段は何でしょうか

「参政権」——「参政権」

憲法は、私たち国民が自由に生きる事ができるように国の仕組みを定め、国家権力に歯止めをかけるために存在しています。そして私たちが自由に生きるためには、政治に参加することが必要になります。自分たちのことは自分たちで決める、誰か偉い人が決めたことに無批判に従うのではなく、自分たちの生活のことは自分たちで主体的に決めていく、という発想が民主主義です。そして、政治に積極的に参加していくための権利を「参政権」と言います。

「参政権」とは、すべての国民の基本的

幸せになるために、政治と向き合う

人間は幸せを求める権利(幸福追求権)を持っています。では、それはどのようにすれば実現できるのでしょうか? 「より幸せになる」とはどういうことでしょうか?

衆議院選挙 2014年12月	小選挙区		比例代表		実際の 議席	もして すべ 比例なら
	得票率	議席	得票率	議席		
自由民主党	48.10%	223	33.11%	68	291	158
公明党	1.45%	9	13.71%	26	35	65
民主党	22.51%	38	18.33%	35	73	87
維新の党	8.16%	11	15.72%	30	41	75
日本共産党	13.30%	1	11.37%	20	21	54
社会民主党	0.79%	1	2.46%	1	2	12

しかし、この小選挙区制には結果的に落選した候補者に投じられた票(死票)が多くなるという重大な欠点があります。

自民党が291議席を得た2014年12月の衆議院選挙(小選挙区)では、48%の得票率で76%の議席を獲得する一方、全国で小選挙区得票の半分が議席に結びつかない「死票」となりました。もしすべてが比例代表選挙なら、自民党は158議席となり、安倍政権は自公合わせでも223議席で、3分の2どころか、過半数の議席にも届きません。多くの国民が反対する戦時法や

人権の一つであり、議会における代表者を選ぶ「選挙権」や「被選挙権」はその中でも重要なものです。

選挙のしくみと虚構の安倍政権

4割の得票で8割の議席占有
小選挙区制

現在、衆議院選挙は、1つの選挙区から1人の当選者を決める「小選挙区制」と、政党名を書いて投票し、得票数によつて議席が決まる「比例代表制」という制度(小選挙区比例代表並立制)をとっています。定数は、475名で小選挙区295名、比例代表が180名です。小選挙区は、候補者の中から支持する人の氏名を一人記入します。

辺野古新基地建設工事の強行、原発再稼働推進、社会保障の解体をすすめる安倍政権は、こうした選挙制度の矛盾の上になり立つ、国民の意思とはかけ離れた虚構の政権と言えます。

野党と市民の共同で、安倍暴走政治をストップ

こうした矛盾の多い選挙制度の中でも、2016年7月10日の参議院選挙では、戦後初めて市民と野党の共同力で、全国32の1人区すべてで野党4党の統一候補を実現し、11選挙区で当選するという画期的な前進がありました。

「2014年の前回衆院選の

小選挙区で、現在の民進、共産、自由、社民の4野党が候補者を一本化した場合の勝敗を試算した場合、自民、公明両党は計60選挙区で『野党統一候補』に逆転され、憲法改正の発議に必要な3分の2(317議席)を下回ります(日経新聞)。野党と市民の共同によつて、暴走する安倍政治に終止符を打つことができるのです。

政治に参加することで幸福への道が拓かれる

人々を貧困から救うのも、原発をやめて再生可能エネルギーに取り組みのも政治の力です。高すぎる医療費の自己負担を減らすのも、消費税増税を中止するのも、介護施設を増やすのも政治。安心して子育てできる環境をつくるのも、大企業にそれ相応の税金を払わせる(応能

負担)のも、やっぱり政治です。私たちが選挙に行かなければ、結果として今の政治を今後も続けてよいという白紙委任になり、事実上支持を与えることになり、政治に無関心でも、決して無関係ではいられないのです。大事なのは、私たち一人ひとりが主権者として政治に参加することです。そして、あなたがその権利を行使すること



で他の人々の幸せにつながるのです。

民医連は憲法と綱領の立場から、憲法9条を守る、医療・介護を充実させる、原発をなくすなど、国民多数の要求を政策にかかげる勢力が議席をのぼすよう活動します。選挙を重視し政治を変えることは、民医連のとても大事な活動なのです。

世界や日本の歴史は、多くの国民の選挙をはじめとする政治参加によって、幸福への道を切り拓いてきたことを示しています。

弁護士 白神優理子の
憲法は希望 vol.7

選挙権は人々が勝ち取ってきたもの



私たちが選挙をする権利を手にしたのはごく最近のことです。それまで、長い「選挙権を求める」道のりがありました。

江戸時代、人々は生活ができないほどの重い年貢に苦しめられ、その声を届けようとしただけで打ち首になるという全く無権利の状況でした。

1868年に明治天皇に権力が集中する明治政府ができましたが、それでも農民の苦しみは変わりません。大規模な百姓一揆が起こるものの、政府はこれを軍隊で鎮圧。

そこで、これらの民衆の苦しみや闘いを背景として、既に選挙権と議院を勝ち取ったヨーロッパの歴史に学んだ知識人などが「自由民権運動」を起こします。自主的に憲法をつくること、国民が選んだ議員による議会をつくることや言論の自由、集会の自由などを求めて政党を設立したり建白書を提出したりするなどの大運動が全国的に盛り上

がりました。日本の歴史上初めて、人民主権・普通選挙 基本的な人権などの思想が主張されたのです。

これらの結果、政府も議会の開設を決定して1889年に大日本帝国憲法ができます。この時までは、そもそも議会なんて存在しませんでした。しかし、人々が要求した中身とはかけ離れていました。天皇に大きな権力が集中し、国会は衆議院と貴族院の二院とされて、貴族院の議員は貴族階級などで占められ、国民は選べませんでした。

衆議院だけは選べるものの、選挙権を持つのは、直接国税を1年間で15円以上納入している25歳以上の男子だけでした。15円とは、今でいうと60〜150万円です! 国民の1%の特権階級にしか選挙権がなかったのです。

しかし国会ができたのは大きな成果。そこで人々は、この国会を民主化するために普通選挙権を求める運動に立ち上がります。8時間労働制や表現の自由の実現を求める運動と一体となり、弾圧されながらも民主主義を求める運動が続きます。

1925年には、やっと25歳以上の男性全員が選挙権を持てるようになります。でも、男性のみです。

1920年代からは選挙権をもとめる女性の大運動も始まります。しかし、こうした民主主義を求める声は治安維持法によつて大弾圧されます。

満20歳以上の男女の普通選挙権は、戦後1945年に初めて勝ち取られました。

私たちにみんな幸せになる権利があり、憲法で宣言されています(憲法13条)。そのための最も重要な「選挙権」は、長い道のりと命をかけた努力の結果、いま私たちの手にあります。私たちが力を合わせれば政権を変えることだってできる時代。一緒に「私たちが望む明日」をつくるプレイヤーになりましょう!